

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	酒見 元則
登録番号又は法人番号	87400167
所属する単位会	福岡県行政書士会
事務所名称	行政書士酒見元則事務所
事務所所在地	福岡県大川市郷原469番地の1
処分年月日	令和8年2月20日
処分内容（種類）	廃業の勧告
上記処分をした理由	<p>酒見会員は、職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則に違反し、兼業している土地家屋調査士業務、兼業でもない司法書士業務などの他士業業務や行政書士業務でない業務のために頻繁に使用したほか、同請求書の未記入について、従前指導があったにも関わらず改善せず、また行政書士法で義務付けられている事件簿も作成していないなど、その職務遂行状況は、行政書士の資格と責任からみて著しく不適切であった。</p> <p>この酒見会員の行為は、行政書士法第10条に抵触し、会則第76条第1項に規定する「法律、命令、規則に違反したとき」及び「行政書士にふさわしくない重大な非行があったとき」に該当するものである。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条</p> <p>行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>福岡県行政書士会会則 第76条第1項</p> <p>会長は、会員が、法律、命令、規則及びその他都道府県知事の処分に違反したとき、若しくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、又は本会の会則に違反したときは、理事会の議決を得て、当該会員に対し、必要な処分を行うことができる。</p> <p>福岡県行政書士会会則第78条第3号</p> <p>個人の会員に対する処分は、次のとおりとする。</p> <p>(3) 廃業の勧告</p>